

組合員・利用者の皆様へ大切なお知らせ

当組合では、皆様の大切な財産を正確にお預かりするため、以下のような取扱いを徹底しています。

1. 当組合職員が、貯金（共済）に関する「現金・通帳・証書等」重要物をお預かりする際には、組合書式の「受取書」「共済証書等お預り書」又は専用の「領収書」を発行します。

「受取書」「お預り書」又は専用の「領収書」を発行せずに「現金・通帳・証書等」重要物をお預かりすることはありません。

なお、名刺やメモ書き等で代用することもしません。

2. 貯金通帳・証書等重要物は、事務手続きの間お預かりするもので、手続きが出来次第直ちにお届け（お返し）します。

3. 貯金業務で「受取書」を発行した場合、現金・通帳・貯金証書等をお届け（お渡し）の際、返却物件をご確認のうえ、「受取書」を担当者にご返却ください。

4. 貯金払戻請求書には、必ずお客様ご自身が署名・押印の上、日付・金額を併せて自署願います。

5. 貯金に関する「現金・通帳・証書等」重要物は、金融業務担当者、渉外担当者（MA）、金融部に届け出している集金担当者、以外の職員がお預かりすることはございません。

ご不審な点がございましたら、下記の「総務部 危機管理課」までご連絡いただきますようお願いいたします。

愛媛たいき農業協同組合 <<本所 総務部 危機管理課>>

TEL (0893) 59-4181